

## お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

## 医療と介護の費用負担を軽減 高額介護合算療養費

令和3年8月1日～令和4年7月31日までの期間で、医療保険と介護サービス費用の自己負担額（世帯合算、高額療養・介護サービス費控除後）の合計が下表の基準額を超えた方へ、超過分を支給します。対象者は次の通り申請してください。

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者

国民健康保険加入者で支給が見込まれる方には3月、後期高齢者医療制度加入者で支給が見込まれる方には3～7月に送付する申請案内をご覧ください。

## 被用者保険（会社などの医療保険）の加入者

会社などの医療保険（被用者保険）加入者は、各医療保険に申請してください。

## 転入した方、医療保険などを変更した方

支給が見込まれる方のうち、令和3年8月1日～令和4年7月31日に転入した方、医療・介護保険を変更した方は、申請案内が届かない場合があるので担当へお問い合わせください。

## 必要書類など

マイナンバー（個人番号）が分かるもの、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、印（朱肉を使うもの）、振込先が確認できるもの、代理人が申請する場合は代理人の写真付き身分証明書

## 70歳未満の基準

所得区分（被用者保険は標準報酬月額）	基準額
ア 被用者保険 83万円以上	212万円
国民健康保険 901万円超	
イ 被用者保険 53万円～79万円	141万円
国民健康保険 600万円超901万円以下	
ウ 被用者保険 28万円～50万円	67万円
国民健康保険 210万円超600万円以下	
エ 被用者保険 26万円以下	60万円
国民健康保険 210万円以下	
オ 市民税非課税世帯	34万円

- 「所得」は「基礎控除後の総所得金額等」。
- 未申告の場合は901万円超とみなします。

## 70歳以上の基準

所得区分	基準額
現役並み所得者Ⅲ（課税所得690万円以上）	212万円
現役並み所得者Ⅱ（課税所得380万円以上）	141万円
現役並み所得者Ⅰ（課税所得145万円以上）	67万円
一般所得者（市民税課税世帯）	56万円
低所得者Ⅱ（世帯全員が市民税非課税世帯）	31万円
低所得者Ⅰ（世帯全員が市民税非課税世帯で、各世帯員の所得が0円（年金収入は控除額を80万円として計算））	19万円*

※介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合、医療保険支給分を計算後に介護保険支給分は基準額31万円として再計算。

医療で支払った自己負担額		介護で支払った自己負担額	
高額療養費 給付済額	合算対象A	高額介護サービス費 給付済額	合算対象B

令和3年8月1日～令和4年7月31日の間の合算対象Aと合算対象Bを合計した額が表の基準額を超えた場合、超過分を支給します。

## 担当 国民健康保険について

国保年金課 ☎046(252)7672 (FAX)046(252)7043

## 介護保険・総合事業について

介護保険課 ☎046(252)7719 (FAX)046(252)8238

## 後期高齢者医療制度について

医療課 ☎046(252)7213 (FAX)046(252)7043

## 国民健康保険の加入・脱退

職場の健康保険および後期高齢者医療制度の加入者、生活保護の受給者などを除いて、全ての方に国民健康保険への加入が義務付けられています。加入義務がある市内在住者は、市役所1階国保年金課で手続きを行ってください。職場の健康保険から変更する方は、資格喪失証明書や退職証明書などが必要です。

また、職場の健康保険などに加入した方は、新しい被保険者証を持参し、脱退手続きを行ってください。国民健康保険の加入日は、届出日ではなく、加入要件を満たした日になるため、国民健康保険税は、加入日までさかのぼって課税します。

国民健康保険の脱退手続きが遅れると、一時的に職場の健康保険の保険料と国民健康保険税を重複して支払うこととなりますので、早めに手続きを行ってください。

担当 国保年金課 ☎046(252)7003 (FAX)046(252)7043

## マイナンバーカードなどを利用したコンビニ交付サービス

行政サービスのより一層の充実を図るため、コンビニ交付サービスを実施しています。マイナンバー（個人番号）カード（以下「マイナンバーカード」）または住民基本台帳カードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどのマルチコピー機から各種証明書が取得できます。

利用時間 6:30～23:00（12月29日～1月3日、点検日を除く）

取扱店舗 マルチコピー機が設置されている全国のコンビニエンスストアなど（セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン（本州および四国の店舗のみ））

## 取得できる証明書

- 本人および本人と同一世帯の方の最新の住民票の写し（本籍・筆頭者、世帯主・続柄、マイナンバー（個人番号）、在留情報を記載可）
- 本人の印鑑登録証明書（事前に印鑑登録が必要）
- 市に本籍がある本人および本人と同一戸籍の方の最新の戸籍証明書（マイナンバーカードのみ利用可）

※戸籍の附票には、本籍地・筆頭者を記載可。

※直近で戸籍の届け出があった場合、届け出内容を反映した証明書を取得できるまでに1～2週間かかります。また、市外在住者はコンビニなどのマルチコピー機やパソコンから事前に利用登録をする必要があり、登録完了までに1週間程度かかります。本籍地が市外の方の取得方法は本籍地市区町村へお問い合わせください。

発行手数料 いずれも1件当たり ▼住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の附票＝250円 ▼戸籍全部・個人事項証明書＝400円

※窓口より50円安く取得できます。

持物 マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が格納されているもの）または住民基本台帳カード（多目的利用の機能設定がされている有効期間内のもの）

※住民基本台帳カードの新規発行・機能設定の受け付けは終了しています。

利用方法 マルチコピー機メニュー画面の「行政サービス」を選択し利用開始（4桁の暗証番号の入力が必要）

担当 戸籍住民課 ☎046(252)8083 (FAX)046(255)3550

## 軽自動車の登録情報の変更・廃車は3月31日までに

下記①～④の軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日時点の所有者（納税義務者）に課税します。次の場合は、3月31日(金)までに申請窓口で手続きをしてください。

- 3月中に市外へ転出する ● 譲ったまたは譲り受けた
- 盗まれたまたは紛失中（警察届出済み）
- 処分車両のナンバープレートが残っている ● 納税義務者が亡くなった

申請窓口 ▼①原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車（トラクターなど）＝市役所2階市民税課 ▼②二輪の軽自動車（126～250cc）③二輪の小型自動車（251cc以上）＝神奈川運輸支局相模自動車検査登録事務所（愛甲郡愛川町大字中津字桜台7181）☎050(5540)2037 ▼④三輪・四輪の軽自動車（660cc以下の貨物・乗用車）＝軽自動車検査協会神奈川事務所相模支所（愛甲郡愛川町中津字桜台4071-5）☎050(3816)3120

申請方法 ①▼廃車＝ナンバープレート、標識交付証明書 ▼譲渡（市内の方に譲る場合）＝標識交付証明書、譲渡証明書を持参し直接担当へ

※②～④の申請方法は、各申請窓口にご確認ください。

担当 市民税課 ☎046(252)8004 (FAX)046(255)3550

## ・ 3月に納めていただくのは ・

▼国民健康保険税（第10期） ▼介護保険料（第10期） ▼後期高齢者医療保険料（第9期）

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPayで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく（感染症拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Pay、PayPayをご利用ください）。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日8:30～12:00に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課 ☎046(252)8021 (FAX)046(255)3550へ（国民健康保険税については国保年金課 ☎046(252)8383 (FAX)046(252)7043へ）。